

令和 2 年 6 月 17 日 制定（国空機 285 号）

サーキュラー

国土交通省航空局安全部 航空機安全課長

件名:航空法第 13 条の 4 に基づき 国産航空機等の設計承認保有者が構築すべき
耐空性維持体制及び運航安全継続計画書の設定について

1. 目的

航空法（以下「法」という。）第 13 条の 4 の規定及び同法施行規則（以下、「規則」という。）第 23 条の 10 の規定に基づき、型式証明又は型式設計変更の承認、追加型式設計承認及び修理改造設計承認を受けた者であって本邦内に住所を有する者（以下「本邦型式証明保有者等」という。）は、それぞれの証明等を受けた設計に係る航空機又は当該承認を受けた設計に係る航空機について航空事故等その他の航空機が法第 10 条第 4 項の基準に適合せず、又は同項の基準に適合しなくなるおそれがあるものとして国土交通省令で定める事態に関する情報（以下「不具合情報等」という。）を収集し、国土交通大臣に報告することが義務付けられている。このため、本邦型式証明保有者等は自ら積極的に運航安全継続に係る情報を、国産航空機等の使用者又は国産航空機等若しくはその装備品若しくは部品の製造、整備若しくは改造する者から収集し、整理すると共に、得られた情報の分析、評価を実施し必要な対策を講ずる体制を整備することが求められる。

また、本邦型式証明保有者等は、規則第 23 条の 10 の規定に基づき、1:国土交通大臣への報告が必要な事態の情報等を収集、整理及び分析するための体制を確保（同規則第 1 項）、2:記録の作成、保存（同規則第 2 項）、3:事態の発生を知った時から 72 時間以内の速報（同規則第 3 項）、4:不具合等の原因が設計又は製造にあると認める場合の是正措置の提出（同規則第 4 項）が求められる。なお、国土交通大臣への報告が必要な事態については、規則第 23 条の 11 の規定により、航空事故、重大インシデント及び国産航空機等が法第 10 条第 4 項の基準に適合せず、又は同項の基準に適合しなくなるおそれがあるものとして国土交通大臣が認める事態と定められている。さらに、当該規則の規定については、規則第 14 条の 2 第 12 項により、装備品等の型式/仕様承認の保有者についても準用される。

本サーキュラーは、法第 13 条の 4 の規定等に基づき、本邦型式証明保有者等及び型式/仕様承認の保有者が構築すべき耐空性維持体制に係る手続き、審査基準等の詳細を示すことを目的とするものである。

2. 関連サーキュラー

- (1) サーキュラー No. 1-001 「航空機及び装備品等の検査に関する一般方針」
- (2) サーキュラー No. 1-003 「国産航空機の型式証明等について」
- (3) サーキュラー No. 1-004 「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」
- (4) サーキュラー No. 1-013 「技術通報(SB 等)の承認について」
- (5) サーキュラー No. 1-029 「設計者と製造者の間におけるライセンス協定の設定について」

3. 本サーキュラーの適用対象者及び対象航空機

本邦型式証明保有者等及び型式/仕様承認の保有者(以下、「本サーキュラーの適用対象者」という。)に対して適用する。なお、適用対象者毎の経過措置の詳細については附則を参照すること。

また、本サーキュラーの適用対象者が不具合情報等を収集する対象となる証明及び航空機等は、表 1 「証明等の区分及び対象航空機等」の左欄に掲げる証明等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる対象航空機等(以下「証明等を受けた設計に係る航空機等」という。)とする。

表 1 「証明等の区分及び対象航空機等」

証明等の区分	対象航空機等
型式証明 (法第 12 条)	当該型式証明を受けた型式の航空機
型式設計変更承認 (法 13 条の 2)	当該型式設計変更承認を受けた設計が適用されている航空機
追加型式設計承認 (法第 13 条の 2) のうちの以下に該当するもの ・ 大変更 ・ 小変更のうちの大改造	当該追加型式設計承認を受けた設計が適用されている航空機
修理改造設計承認 (法第 17 条の 2) のうちの以下に該当するもの ・ 大変更	当該修理改造設計承認を受けた設計が適用されている航空機

<ul style="list-style-type: none"> ・小変更のうちの大改造 ・大修理 	
型式/仕様承認（規則第 14 条の 2）	当該型式/仕様承認を受けた装備品等が装備されている航空機

4. 報告の対象とする法第 10 条第 4 項の基準に適合しない又はそのおそれのある事態

法第 13 条の 4 及び規則第 23 条の 11 の規定に基づき、本サーキュラーの適用対象者が国土交通大臣へ報告すべき事態は次の(1)～(3)に掲げるとおりとする。ただし、不適切な整備に起因するものを除く。なお、追加型式設計承認又は修理改造設計承認の保有者にあつては、当該承認を受けた設計が適用されている航空機に係る不具合情報等が対象となるが、当該不具合等の発生時には、当該承認を受けた設計に係る部分が原因となっている事態かどうか判明しない場合もあるため、幅広く情報を収集すること。また、型式/仕様承認の保有者にあつては、下記(1)～(3)に掲げる事態において、型式/仕様承認を受けた装備品等が、当該事態の原因である場合又は原因と疑われる場合を報告の対象とする。

- (1) 法第 76 条第 1 項各号に掲げる航空事故
- (2) 法第 76 条の 2 に規定する事態(設計又は製造過程に起因し、又は起因すると疑われるものに限る。)
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、国産航空機等が法第 10 条第 4 項の基準に適合せず、又は同項の基準に適合しなくなるおそれがあるものとして、国土交通大臣が認める以下の事態：
 - (a) 系統又は装備品の破損、機能不良又は欠陥によって火災が発生した場合
 - (b) 発動機、機体、装備品又は構成部品に損傷を与えるような発動機排気系統の破損、機能不良又は欠陥
 - (c) 乗組員室又は客室に有毒ガス又は有害ガスが蓄積又は循環した場合
 - (d) プロペラ制御系統の破損、機能不良又は欠陥
 - (e) プロペラ又は回転翼のハブ又はブレードの構造破損
 - (f) 発火源が通常存在するとみなされる区域において、可燃性流体の漏れがあった場合
 - (g) 運用中に構造破損又は材質欠陥によって生じたブレーキ系統の破損
 - (h) 自己発生的原因によって生じた航空機主要構造部材の重要な欠陥又は破損(疲労、強度不足及び腐食等)
 - (i) 構造又は系統の破損、機能不良又は欠陥によって、異常な振動又はバフェッ

ディングが生じた場合

- (j) 発動機の破損
- (k) 航空機の正常な操縦を害したり、飛行性を損なうような、構造又は操縦系統の破損、機能不良又は欠陥
- (l) 航空機運用中において電力系統の2つ以上、又は油圧系統の2つ以上が完全に不作動となった場合
- (m) 航空機運用中において姿勢指示器の2つ以上、速度計の2つ以上、又は高度計の2つ以上が破損又は機能不良を起こした場合
- (n) 機体部品の一部脱落
- (o) その他、国産航空機等の耐空性維持のために必要な事態（運航安全継続性に関するものも含む。）

5. 運航安全継続計画書（Continued Operational Safety Plan）の作成

本サーキュラーの適用対象者は、規則第23条の10の規定への適合性を示すため、5-1項から5-4項に示す事項について記載した文書（以下「運航安全継続計画書」という。）を作成し、第6項の手続きに従って、第7項に規定する管轄組織に提出し確認を得ること。

なお、同一の者が、型式証明や修理改造設計承認等の複数の証明等を取得している場合には、1つの「運航安全継続計画書」としてまとめることができる。当該計画書に係る書式については、以下の要件を満たすこと。

- (1) 日本産業規格A列4号の用紙を使用すること。
- (2) 改訂履歴が管理できること。

5-1 情報の収集、整理及び分析のための体制構築（規則第23条の10項第1項）

本サーキュラーの適用対象者は、証明等を受けた設計に係る航空機等について、規則第23条の11に規定される事態（本サーキュラーの第4節に記載された事態）が発生した場合、法第13条の4の規定に基づく国土交通大臣への報告を確保するため、証明等を受けた設計に係る国産航空機等の使用者、国産航空機等若しくはその装備品若しくはその装備品の製造（サプライヤーを含む。）又は整備若しくは改造をする者から関連する情報を収集し、整理及び分析するための体制を構築するため、下記の事項について運航安全継続計画書に規定すること。

(a) 運航安全継続の責任に関する事項

本サーキュラーの適用対象者は、当該証明等を受けた設計に係る航空機等

が全て運用又は使用されなくなるまでの間、本計画書に基づく活動を継続する責任がある旨を明記すること。

(b) 運航安全継続に責任を有する組織名、責任者氏名及び連絡先

(c) 運航安全継続のための情報の収集先

情報収集先として、証明等を受けた設計に係る航空機等に応じて、証明等を受けた設計に係る国産航空機等の使用者、国産航空機等若しくはその装備品若しくはその装備品の製造(サプライヤーを含む。)又は整備若しくは改造をする者等(必要に応じて出荷先を含む。)を記載すること。

(d) 運航安全継続のための情報の収集方法

第4項(3)の事態に関する不具合情報、保証請求(warranty claim)等の自らの航空機等の設計及び製造に直接関連する情報、耐空性改善通報(TCD)、AD、SAIB等の航空当局から得られる情報に加え、類似する設計が他の航空機型式に用いられている場合等であって、当該他の航空機型式の航空機の事故又は重大インシデントが、当該航空機等の運航安全性にも影響すると考えられる場合には、事故調査報告書などの情報を積極的に収集する手段が構築されること。

(e) 情報整理のプロセス

入手した情報を整理する業務フロー及び業務手順

(f) 情報分析のプロセス

航空機の運航安全の継続に影響を与える事態について、安全上のリスクを分析・評価する業務フロー及び作業詳細を記載すること。型式/仕様承認に係る情報分析のプロセスは、当該事態が承認時に適用した型式/仕様を与える影響について下記(h)及び(i)項のための評価・分析手法を示すこと。

(g) 製造品質の確保の方法

証明等を受けた設計に係る航空機等の製造又は実施する修理若しくは改造の品質を確保するため、下記を含む必要事項を記載すること。関連情報については、サーキュラーNo. 1-029「設計者と製造者の間の製造に関するライセンス協定について」を参照すること。

(i) 設計変更が生じた場合の通知方法

(ii) 製造方法の変更が生じた場合の通知方法

(iii) 製造又は作業不具合が発生した場合の対応方法

(iv) サプライヤー管理の方法

(h) 技術通報(SB等)の作成

情報分析の結果、是正措置の構築が必要となった場合に設定する技術通報

の作成及び航空局との調整手続きを記載すること。技術通報の重要度に応じた設定区分については、サーキュラーNo. 1-013「技術通報(SB 等)の承認について」の規定に従うこと。ただし、運航安全継続計画書において、別の区分を設定し、第7項に規定する当該設計承認を管轄する組織による確認を受けた場合はこの限りではない。

(i) 技術通報(SB 等)及び耐空性を継続するための指示書等の技術文書の提供

証明等を受けた設計に係る国産航空機等に応じて、国産航空機等若しくはその装備品若しくはその装備品の使用者、製造(サプライヤーを含む。)又は修理若しくは改造を行う者に対する技術文書の提供方法を記載すること。

(j) その他必要な事項

5-2 記録の保存の方法(規則第23条の10項第2項)

本サーキュラーの適用を受ける者は、上記5-1項に係る情報の収集、整理及び分析を実施した結果を記録した書面及び/又は電磁的記録を保存するための方法を運航安全継続計画書に規定し、第7項に規定する当該設計承認を管轄する組織の求めに応じて記録を提出できるよう適切に保存すること。記録の保存に係る規定には、保存対象とする記録文書及びデータ等、記録保存方法、保存期限及び不要な記録を破棄する場合の手続き等の必要事項を明記すること。

5-3 国土交通大臣(航空局)への速報(規則第23条の10項第3項)

本サーキュラーの適用を受ける者は、証明等を受けた設計に係る航空機等について、第4項に規定する事態の発生を知った時、即ち航空機の使用者等又はその他から事態の発生に関する情報に接し、規則第23条の11各号に掲げる事態に該当すると判断してから72時間以内において、できる限り速やかに、下記に示す事項を第7項に規定する当該設計承認を管轄する組織に、電子メール、FAX等により速報すること。

<速報の中に含めるべき事項>

- (1) 本サーキュラーの適用対象者の氏名又は名称
- (2) 報告に係る航空機の基本情報
 - (a) 国籍、登録記号及び型式
 - (b) 運航者
 - (c) 出発地及び最初の着陸予定地
 - (d) 乗員・乗客数
- (3) 報告に係る事態が発生した日時及び場所

(4) 報告に係る事態の概要

注：負傷者が発生した場合は負傷者の数及び負傷の内容、機体の損傷等が発生した場合は損傷等の内容を、それぞれ含むこと。

(5) その他参考となる事項

5-4 改善措置及び技術検証のための書類の提出(規則第 23 条の 10 第 4 項)

本サーキュラーの適用を受ける者は、上記 5-3 項において速報した事態について、速報後の分析の結果、その原因が設計又は製造過程にあると認められる場合は、必要な改善措置について、第 7 項の当該設計承認を管轄する組織に提出するとともに、当該改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証のために必要な事項（必要に応じて図面、解析データ、検証データ等を含む。）を記載した書類を同管轄組織に提出すること。技術的な検証のために必要な事項は、以下の事項を含むこと。

(a) 事態の概要及び原因

(b) 影響を受ける航空機の型式及び機体数（必要な場合、L/N 及び S/N 等、影響する機体数を特定する情報を含む）

(c) 当該事態が伴う不安全状態（unsafe condition）の概要（適切な改善措置を講じなかった場合に予想される影響・事態を含む。）

(d) 改善措置の内容及び実施期限

改善措置の適切性、緊急性及び実現可能性に関する見解を添えること。提出する改善措置の策定に至るまでに検討した代替案がある場合には、他の措置との比較・検討の結果、必要・十分な改善措置が提出されていることを示すこと。検査及び部品の交換等の改善措置が必要な場合は、部品等の調達、作業工数、特殊な作業場所・支援機材の要否、及び作業の難易度等、作業の実施に必要な情報についても示すこと。

(e) 改善措置の策定及び実施に係るスケジュール

(f) その他必要な事項

6. 運航安全継続計画書の提出、変更手続き

本サーキュラーの適用を受ける者であって、型式証明等の申請を行おうとする者は、航空機等に対する型式証明等の証明が完了する時期までに、又は既に当該証明等を受けている者若しくは申請をすでに行っている者にあつては附則 2 に定める時期までに、運航安全継続計画書を提出し第 7 項に規定する管轄組織からの確認を得ること。

また、これを変更しようとする際も、同様とする。管轄組織は、提出された運航安全継続計画書の記載事項に不足がなく、当該計画書にしたがって業務の実施が可能であることを確認すること。

7. 提出先及び管轄組織

(1) 型式証明の所有者/申請者の場合

国土交通省航空局安全部航空機安全課 航空機技術審査センター（国産航空機）

(2) 追加型式設計承認の所有者/申請者の場合

東京航空局保安部航空機検査官

大阪航空局保安部航空機検査官

(3) 修理改造設計承認の所有者/申請者の場合

国土交通省航空局安全部航空機安全課 航空機検査官（輸入航空機）

国土交通省航空局安全部航空機安全課 航空機技術審査センター（国産航空機）

(4) 型式/仕様承認の所有者/申請者の場合

国土交通省航空局安全部航空機安全課 航空機検査官

8. その他報告制度

法第 13 条の 4 及び規則第 23 条の 11 の規定に基づき、本サーキュラーによる報告を行う場合、サーキュラーNo. 2-001「事業場認定に係る一般方針」及びサーキュラーNo. 6-002「航空機故障報告制度について」に規定おける不安全事象報告及び航空機故障報告を省略することができる。

附則

1. 本サーキュラーは、令和 2 年 6 月 18 日から発効する。
2. 本サーキュラー発効時点で、既に本サーキュラーの適用対象となる設計承認を受けている者等にあつては、運航安全継続計画書の確認に係る適用期日表 2「運航安全継続計画書の確認に係る適用期日」に示す期限までとする。ただしについては、本通達発効後、当該期日に至るまでの間は表 3「経過措置」に示す従前の方法によるものとする。
3. 運航安全継続計画書の管轄組織への提出は、確認を得ようとする日に対して十分な余裕をもって行うこと。

表 2 「運航安全継続計画書の確認に係る適用期日」

証明等の区分	適用者の区分	運航安全継続計画書の確認期限
型式証明	本サーキュラーの発効時に既に証明を受けている者	令和 4 年 6 月 18 日。ただし、当該期日に至るまでの間は、表 3 に示す経過措置を適用する。
	本サーキュラーの発効時に既に証明の申請を行っている者	令和 4 年 6 月 18 日又は型式証明の完了日の何れか遅い日。ただし当該期日に至るまでの間は、表 3 に示す経過措置を適用する。
	本サーキュラーの発効後に証明の申請を行う者	型式証明の完了日
追加型式設計承認（同等 STC を含む）	本サーキュラーの発効時に既に証明を受けている者（注：大変更又は小変更のうちの大改造に該当するものに限る。）	令和 4 年 6 月 18 日。ただし、当該期日に至るまでの間は、表 3 に示す基準を適用する。
	本サーキュラーの発効時に既に証明の申請を行っている者（注：大変更又は小変更のうちの大改造に該当するものに限る。）	令和 4 年 6 月 18 日又は追加型式設計承認の完了日の何れか遅い日。ただし当該期日に至るまでの間は、表 3 に示す経過措置を適用する。
	本サーキュラーの発効後に証明の申請を行う者（注：大変更又は小変更のうちの大改造に該当するものに限る。）	追加型式設計承認の完了日
型式/仕様承認	本サーキュラーの発効時に既に証明を受けている者	令和 4 年 6 月 18 日。ただし当該期日に至るまでの間は、表 3 に示す経過措置を適用する。
	本サーキュラーの発効時に既に証明の申請を行っている者	令和 4 年 6 月 18 日又は型式/仕様承認の完了日の何れか遅い日。ただし当該期日に至るまでの間は、表 3 に示す経

		過措置を適用する。
	本サーキュラーの発効後に証明の申請を行う者	型式/仕様承認の完了日
修理改造設計承認	本サーキュラーの発効時に既に証明を受けている者	適用外
	本サーキュラーの発効時に既に証明の申請を行っている者	適用外
	本サーキュラーの発効後に証明の申請を行う者 注:大変更、小変更のうちの大改造又は大修理に該当するものに限る。	修理改造設計承認の完了日

表3「経過措置」

証明等の区分	経過措置期限までに適用する基準（その後の改訂を含む）
型式証明	<ul style="list-style-type: none"> ✓ サークュラーNo. 1-001「航空機及び装備品等の検査に関する一般方針」(令和元年6月28日付一部改正:国空機第359号)第II部第7項(型式証明保有者のその他の業務) ✓ サークュラーNo. 1-003「国産航空機の型式証明等について」(平成31年3月29日付一部改正:国空機第1692号)第8項(耐空性の保全)
追加型式設計承認	<ul style="list-style-type: none"> ✓ サークュラーNo. 1-001「航空機及び装備品等の検査に関する一般方針」(令和元年6月28日付一部改正:国空機第359号)第III部第6項(追加型式設計承認保有者のその他の業務) ✓ サークュラーNo. 1-003「国産航空機の型式証明等について」(平成31年3月29日付一部改正:国空機第1692号)第8項(耐空性の保全)
型式/仕様承認	<ul style="list-style-type: none"> ✓ サークュラー No. 1-004 「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」第I部(平成15年11月28日付一部改正:国空機第768号)第9条(技術通報) ✓ 同サーキュラー第II部(令和元年6月28日付一部改正:国空機第

	359号)第2章2-4-4(故障報告要領)及び2-4-5(技術通報(SB等)発行要領)並びに第6章6-1(附属書及び附属書以外の提出書類等の保管)及び6-4(報告)
--	--

本サーキュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。

国土交通省 航空局安全部航空機安全課 航空機技術基準企画室

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

電話番号 03-5253-8735、FAX 03-5253-1661